

大和市手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第18号

大和市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

大和市手数料条例施行規則（平成12年大和市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「消防法関係」の次に「、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係（第1号から第4号までに限る。）」を加える。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。